

## ■ 連鎖販売におけるクーリング・オフについて

- A) ディストリビューターは、次のどちらか遅い方を起算日として20日以内であれば、理由の如何を問わず書面により契約を解除することができます：
- i) 契約情報案内 パケット（特定商取引法上の契約の内容を明らかにする書面）を受領した日、または
  - ii) ディストリビューター スタートアップ インフォメーション（パケット）の引渡し、あるいは製品またはセールスイドの購入・受け取りが最初に行われた日
- B) Aの記載にかかわらず、ディストリビューターは、勧誘者による次のいずれかの妨害行為によりAに定める期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた後20日以内であれば書面により契約を解除することができます：
- i) 勧誘者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることであり契約者が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
  - ii) ディストリビューターが勧誘者により威迫されたことにより困惑した場合
- C) A または B の解除において、ディストリビューターが支払った金額のすべてと、消費税が支払われた場合はその消費税分を付加してディストリビューターに速やかに返金するものとします。
- D) A または B の解除の場合、ディストリビューター スタートアップ インフォメーション（パケット）、製品および（または）セールスイドの返送費用はニュー スキン社が負担します。
- E) A または B の解除の場合、ニュー スキン社が損害金や違約金を請求することはありません。
- F) A または B の解除は、契約の解除を行う旨を記載した書面をディストリビューターが発信したときに効力が生じます。

### お問い合わせ先

ニュー スキン ジャパン 株式会社 シッピング 月～金 9：00～17：30（土・日・祝 休業）

- ・フリーダイヤル： ☎ 0120-500-522
- ・携帯電話・PHS専用：03-3599-1604
- ・FAX：03-3599-4299
- ・Eメール：nsj-shipping@nuskin.co.jp

# ■ 訪問販売におけるクーリング・オフについて

お客様が、訪問販売でお申し込み（契約）された場合、購入契約書（領収書）を受領された日を含めて8日間は、書面（下記参照）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行なうこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満の時はクーリング・オフはできません。

上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面により契約を解除することができます。

- i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
- ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は、損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。また、すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。さらに、すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、購入契約書（領収書）の裏面の「契約解除通知書」欄に必要な事項を記入のうえ、本書面の写しを担当ディストリビューターまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。

## 購入契約書（領収書）

表面

購入契約書（領収書）			
ニュー スキン ジャパン 株式会社 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー23F TEL 03(5321)3600 <b>お客様へ：裏面も必ずお読みください</b>			
製品名	商標及び種類	数量	販売価格
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
	NS(化粧品)/PX(サブリエント)		
合 計			
契約締結日	年 月 日	印紙貼付	
製品引渡日	年 月 日		
代金 お支払い日		代金 お支払い方法	
お客様 お名前			
ご住所	TEL ( )		
担当ディストリビューター名			
ディストリビューター番号	JA		
連絡先	TEL ( )		

裏面

お客様各位	
クーリング・オフに関するお知らせ	
<p>お客様が、訪問販売でお申し込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下記参照）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行なうこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満の時はクーリング・オフはできません。</p> <p>上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面により契約を解除することができます。</p> <p>i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または</p> <p>ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合</p> <p>お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。</p> <p>クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要な事項を記入のうえ、本書面の写しを担当ディストリビューターまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。</p> <p>なお、お手元に届いた製品などが破損していたような場合には、直ちに交換いたしますので、担当ディストリビューターまでご連絡ください。</p>	
ニュー スキン ジャパン 株式会社 へのお問い合わせ <b>消費者相談室</b> ☎ 0120-400-512 携帯電話専用 03-5321-3666	
契約解除通知書	
担当ディストリビューター名 _____ 殿	
私は、_____年 _____月 _____日に交わしたニュー スキン/ファーマネックス/ビッグプラネット製品購入に関する契約を解除いたします。ここに通知いたします。	
年 月 日	
氏 名 _____	
現住所 _____	
TEL ( ) _____	

お問い合わせ先

ニュー スキン ジャパン 株式会社 消費者相談室 月～金 9：00～17：30（土・日・祝休業）

- ・フリーダイヤル：☎ 0120-400-512
- ・携帯電話・PHS専用：03-5321-3666
- ・Eメール：nsj-compliance@nuskin.co.jp